○国税庁告示第十二号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十一条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月十八日

国税庁長官心得　藤井　健志

次の表により、改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後	
事務所	所在地
（略）	（略）
神田税務署	千代田区大手町一丁目三番三号
（略）	（略）
日本橋税務署	中央区日本橋堀留町二丁目六番九号
（略）	（略）
新宿税務署	新宿区西新宿二丁目七番一号
（略）	（略）
練馬東税務署	練馬区旭町二丁目八番十八号
（略）	（略）
平塚税務署	平塚市浅間町九番一号
（略）	（略）
浜松東税務署	浜松市中区砂山町千百八十三番地
（略）	（略）
和歌山税務署	和歌山市二番丁三
（略）	（略）

改正前	
事務所	所在地
（略）	（略）
神田税務署	千代田区神田錦町三丁目三番地
（略）	（略）
日本橋税務署	千代田区大手町一丁目三番三号
（略）	（略）
新宿税務署	新宿区北新宿一丁目十九番三号
（略）	（略）
練馬東税務署	練馬区栄町二十三番七号
（略）	（略）
平塚税務署	平塚市松風町二番三十号
（略）	（略）
浜松東税務署	浜松市中区砂山町二百十六番地の六
（略）	（略）
和歌山税務署	和歌山市湊通丁北一丁目一
（略）	（略）

○国税庁告示第十三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月十八日

国税庁長官心得　藤井　健志

次の表により、改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後	
事務所	所在地
（略）	（略）
神田税務署	千代田区大手町一丁目三番三号
（略）	（略）
日本橋税務署	中央区日本橋堀留町二丁目六番九号
（略）	（略）
新宿税務署	新宿区西新宿二丁目七番一号
（略）	（略）
練馬東税務署	練馬区旭町二丁目八番十八号
（略）	（略）
平塚税務署	平塚市浅間町九番一号
（略）	（略）
浜松東税務署	浜松市中区砂山町千百八十三番地
（略）	（略）
和歌山税務署	和歌山市二番丁三
（略）	（略）

改正前	
事務所	所在地
（略）	（略）
神田税務署	千代田区神田錦町三丁目三番地
（略）	（略）
日本橋税務署	千代田区大手町一丁目三番三号
（略）	（略）
新宿税務署	新宿区北新宿一丁目十九番三号
（略）	（略）
練馬東税務署	練馬区栄町二十三番七号
（略）	（略）
平塚税務署	平塚市松風町二番三十号
（略）	（略）
浜松東税務署	浜松市中区砂山町二百十六番地の六
（略）	（略）
和歌山税務署	和歌山市湊通丁北一丁目一
（略）	（略）